

保全インフォメーションきんき 第147号

【令和2年 5月 7日号】

★ も く じ ★

1. 近畿地区官庁施設の保全について
～令和2年度 近畿地方整備局の保全指導業務～
2. 法定点検は適切に！
3. 近畿管内ではじめて「官庁施設の環境会議」を開催
4. 私たちが保全の窓口です！
～令和2年度 整備局担当者の紹介～

このメールマガジン（メールでの受信が不便な方にはFAXで配信）は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. 近畿地区官庁施設の保全について

～令和2年度 近畿地方整備局の保全指導業務～

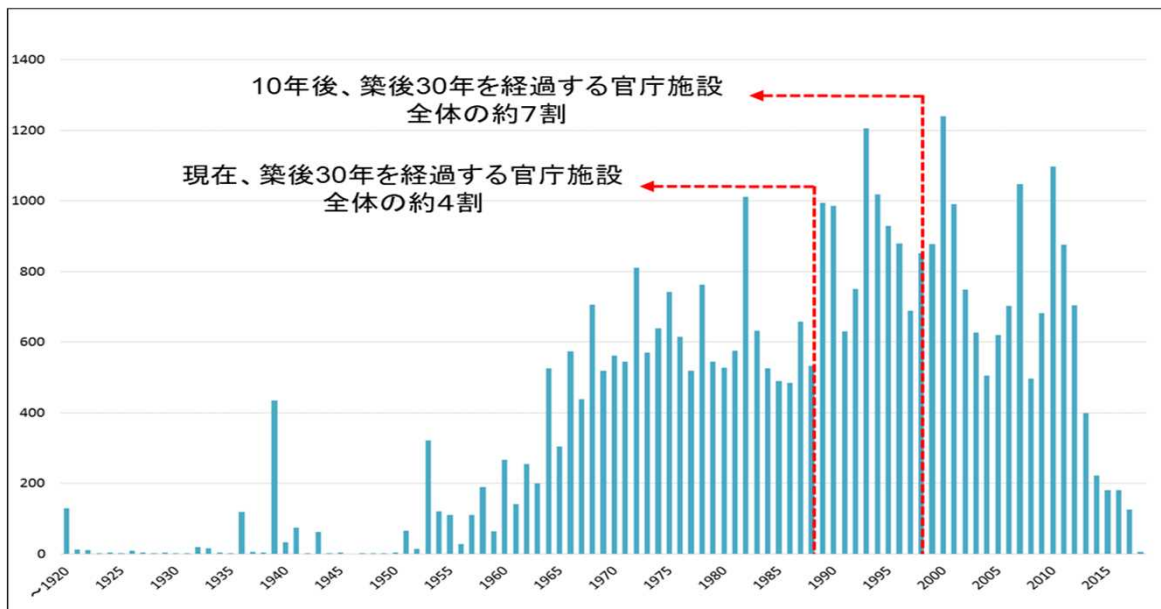
◆はじめに

現在、世界は新型コロナウイルスの出現とその対応に揺れており、先行きが不透明な状況です。また、国内でも近年は災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ地震の発生も危惧されるところです。こうした中、国家機関の建築物は本来の目的である災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図るものとして災害時・平時など、いかなる場合も行政事務が停止しないように適切に建物の保全を行う事が求められます。

近畿地方整備局営繕部では、国家機関の建築物が良質なストックとして長期間にわたり有効に活用できるように官公法に基づき庁舎等の保全指導業務を進めています。

◆国家機関建築物の現況

令和元年度保全実態調査における調査施設数は、12,761施設、総延べ面積は、約47,582千㎡でした。築後30年以上を経過する官庁施設は全体の約4割を占め、今後、施設の劣化が急激に進行すると考えられる建築物の割合が増える傾向にあります。



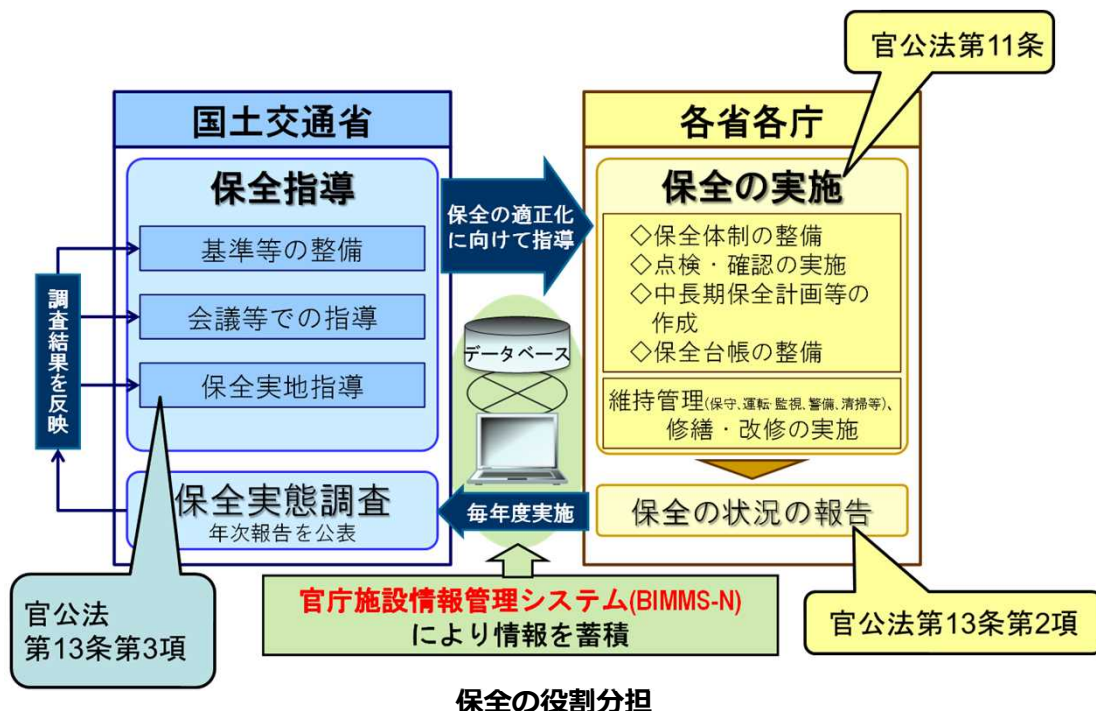
建築年次物の官庁施設の延べ面積（築30年以上のものは全体の約45%）

◆保全の役割分担

上記の状況を踏まえ官公法において、各省各庁の長は、その所管に属する国家機関の建築物について、適正に保全することが義務づけられています。

国土交通大臣は、保全に係る基準を定め、保全に関して必要な報告（保全実態調査等）を受けることにより保全状況を把握し、必要に応じて、国土交通省の職員に実地について指導させることができるとされています。下記は国家機関の建築物の保全の各省各庁と国土交通省の役割分担を示しています。

具体的には、各省・各庁は毎年度、保全の体制を整備し、点検・確認の実施、中期保全計画等の作成、保全台帳の整備や、適切な維持管理・修繕・改修を実施し、その結果を官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）に蓄積する必要があります。国土交通省ではその情報を元に保全実態調査の結果として公表します。また、その結果を踏まえ、基準等の整備を行い、会議等、保全実地指導等を通じ各省・各庁に保全指導を行っていきます。



◆R2年度近畿地方整備局の保全指導

近畿地方整備局営繕部では、国家機関の建築物を良質なストックとして長期間にわたり有効に活用するため様々な保全指導の取組を行っています。今年度も下記の取組を行う予定です。

○保全実態調査

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とし、全ての国家機関の建築物及びその附帯施設に対して実施しています。

調査対象施設	すべての国家機関の建築物及びその附帯施設 (合同庁舎等については、原則として管理官署が実施)
調査実施期間	毎年5月頃から7月頃まで(毎年度1回)
調査対象期間	前年度1年間
調査内容	<u>点検等の実施状況、施設の状態、実施体制の整備状況、保全計画の作成状況、記録の整備状況、維持管理費、光熱水費、修繕費、エネルギー消費量</u>
調査方法	各施設の 施設保全責任者 等がインターネット経由で 官庁施設情報管理システム(BIMMS-N) にアクセスし入力

○近畿地区官庁施設保全連絡会議

毎年度保全指導の一貫として近畿地方整備局管内に所在している国家機関等の施設保全責任者及び施設保全担当者等を対象に、施設保全に関する情報提供や意見交換を行うため大阪会場と京都会場で近畿地区官庁施設保全連絡会議を開催しております。今年度も開催予定です。参加くださるようお願いいたします。



会議の概要
 日時 7月30日（大阪会場） 8月1日（京都会場）
 場所 グランキューブ大阪（大阪会場）
 キャンパスプラザ京都（京都会場）
 説明内容
 ・ 国家機関の建築物等の保全の現況
 ・ 国家機関の建築物の定期点検について
 ・ 実地指導時の助言内容等について
 ・ 省エネ法の概要について
 ・ 建物・設備保守現場からの提案（大阪会場のみ）等
 参加者 各省各庁保全業務担当者 等
 103名（大阪会場） 72名（京都会場）



参加者の声

- ・ 通常の業務では入手出来ない知識や情報が入手でき参考になった。
- ・ かみ砕いた説明で分かりやすかった。
- ・ 実例、写真を多く用いていて、分かりやすかった。
- ・ 初めての施設管理業務ですが、施設保全担当者の業務が具体的に理解できた。
- ・ 引き続き、年一回開催して頂ければ、担当職員の意識改革・知識向上につながると思う。

令和元年度近畿地区官庁施設保全連絡会議

○ **保全実地指導**

官公庁施設の建設等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、建築物等の保全の適正化を図るため、営繕部の職員が実地（現地）に赴き、建築物等の保全状況等の把握、支障がある場合の指摘、改善に係る助言・指導及びその確認を行います。

（現地でのヒアリング時等に質問があれば説明・助言なども行います）

○ 『官庁施設の建築設備』 保全業務勉強会



官庁施設の施設保全に携わる方々などを対象に、施設保全業務に関する勉強会等を毎年度開催しております。

実際に施設保全業務に携わる各官署の担当者は初めての経験する方が多くおります。そこで施設保全で役立つと思われる建築設備の基本的な知識（仕組みや役割など）について講義を行いその後、実習室で実機により各設備機器の説明を行っています。今年度も開催の予定です。参加くださるようお願いいたします。

◆ **国交省HP（保全ニュースのバックナンバー）**

これまで各地方整備局等が発行した記事の中から、引き続き施設管理者の方々に活用して頂きたい情報を抽出し、バックナンバーとして整理しています。（過去5年分）

記事は、保全や防災などの『テーマ』別、及び建物の『部位』別に分類され、表の各分類項目をクリックすると該当するリンク集に移動します。保全に関する情報が満載です。是非ご覧頂きまして、日々の業務にお役立てください。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000010.html

◆ **最後に**

今年度も近畿地区の官公庁施設の保全について、近畿地方整備局営繕部及び京都営繕事務所では様々な取組を通じ保全指導業務を進めて参ります。ご質問等あればお気軽にご連絡ください。（最終ページに連絡先・担当を掲載しています。）

3. 近畿管内ではじめて「官庁施設の環境会議」を開催

主催/近畿地方環境事務所、近畿経済産業局、近畿地方整備局

●はじめに

庁舎のエネルギー使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を40%削減（2013年比）を政府が目標にしています。これに関し、支援チーム（地方環境事務所、経済産業局、地方整備局）が設けられ、全府省施設管理者等に対して省エネ等の情報提供のための会議を開催しました。

第1回近畿地区官庁施設環境連絡会議

概要

- 開催 令和2年2月20日（木）13時30分～
- 会場 大阪合同庁舎1号館 第1別館大会議室
- 出席 82名
- 演題
 - 「地球温暖化対策の動向について」
近畿地方環境事務所環境対策課 企画係長 和田 邦裕 氏
 - 「エネルギー政策の動向について」
近畿経済産業局 環境部エネルギー対策課 課長補佐 森井 康生 氏
 - 「官庁営繕の環境施策と官庁施設のエネルギー消費量の推移」
国土交通省 近畿地方整備局 営繕部調整課 課長補佐 上田 昭雄 氏
 - 「最近のESCO事業の動向」
一般社団法人 関西ESCO協会 理事・事務局長 田邊 隼一 氏
 - 「オフィスビルの省エネのポイント」
一般財団法人 省エネルギーセンター事務局長 辻 健典 氏
 - 「最近のLED照明の動向」
一般社団法人 照明工業会 内本 恒夫 氏、市川 雅之 氏



会場

河本所長挨拶



和田氏

森井氏

上田氏



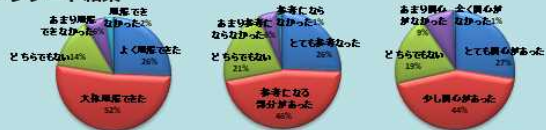
田邊氏

辻氏

市川氏

内本氏

アンケート結果



「省エネについての方法が良かった」や「最近の動向を知れた」、「参考にあった」、「関心を持った」など、効果を感じることが出来る意見や、省エネ改修のポイントや手法、具体例や成功例を紹介して欲しいなど、次回を期待するご意見を多数いただきました。一方で、開催時期は年度末は避けて欲しいなど来年度に検討が必要なお意見もいただきました。

●会議のアンケートでご質問を頂きました項目から、保全に関係のある内容を情報共有いたします。（回答協力：一般社団法人日本照明工業会）

- Q 1. ハロゲンや白熱電球は製造廃止になるのでしょうか？
- A 1. 白熱電球については、国内メーカーはすでに販売終了しております。ハロゲンは一部の商品は販売継続しておりますが、いずれは販売終了になるものと考えられます。
- Q 2. 現行の蛍光灯はいつまで購入できるのでしょうか？
- A 2. いくつかの蛍光灯メーカーはすでにWebサイト等で販売終了のアナウンスをしております。最終的にいつまで購入できるかは、現時点ではわかりかねますが「SSL器具ストック100%」を目指している2030年には販売終了になるのではないかと考えられます。
- Q 3. 一般的な安定器等ではなく、254Vなどの安定器や蛍光灯はすでに市場からなくなっていると話しがあったが、そのような情報など周知することはできないのでしょうか？
- A 3. 蛍光灯用安定器にかかわらず、機器の生産中止等につきましては、各社、ホームページまた流通を通じての情報を発信させて頂いているのが現状で、できる限り幅広く周知できるよう努めて参ります。

4. 私たちが保全の窓口です！
 ～令和2年度 整備局担当者の紹介～

近畿地方整備局営繕部保全指導・監督室及び京都営繕事務所は、各省各庁及び自治体などの皆さまから施設の保全に関する御相談（修繕に関するものも含む）を受け付けています。保全の窓口担当者にお気軽にご連絡ください。保全指導・監督室及び京都営繕事務所とも、建築、電気設備及び機械設備の各分野の技術職がおりますので、御相談内容に応じて担当者が対応させていただきます。

保全指導・監督室



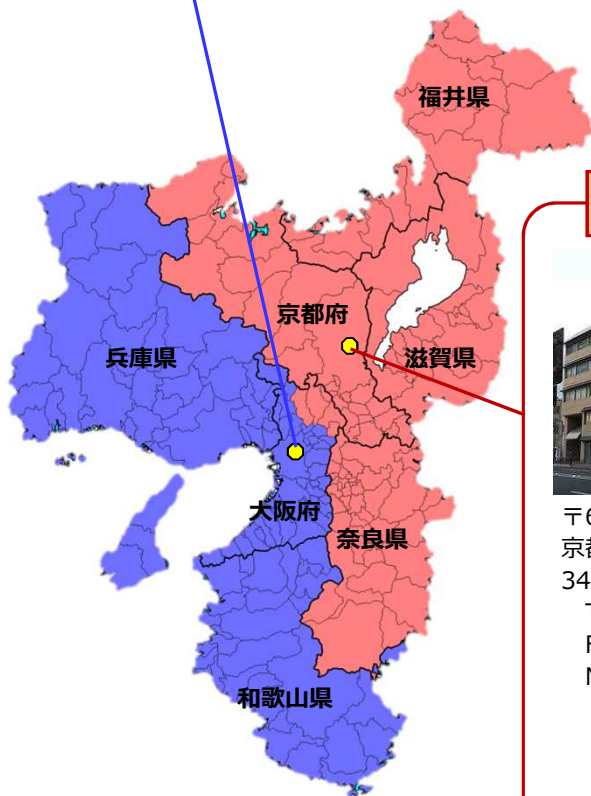
〒530-0005
 大阪市北区中之島4-1-6
 TEL 06-6443-1791
 FAX 06-6443-2588
 Mail kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

【管轄】

大阪府・和歌山県・兵庫県 ただし、大阪府の一部
 （高槻市・茨木市・枚方市・交野市・三島郡）を除く

【総合窓口】

はらだ ひでゆき 原田 英之 (保全指導係長) (専門：機械)	かめやま しんご 亀山 真吾 (保全指導・監督官) (専門：電気)	うえだ さとし 上田 聡 (保全指導・監督官) (専門：建築)
--	--	--



京都営繕事務所



【管轄】

京都府・滋賀県・
 福井県・奈良県・
 大阪府の一部
 （高槻市・茨木市・
 枚方市・交野市・
 三島郡）

〒606-8395
 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町
 34番地12 京都第2地方合同庁舎5F
 TEL 075-752-0505
 FAX 075-752-0609
 Mail kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

【総合窓口】

にしお たけし 西尾 健 (保全指導・監督官室長) (専門：機械)	いずみや はやと 泉屋 勇斗 (調査・保全係) (専門：電気)
よしおか たけとし 吉岡 武俊 (調査・保全係長) (専門：機械)	